

平成29年度 甲府市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 甲府市地方卸売市場事業会計
- 甲府市病院事業会計
- 甲府市下水道事業会計
- 甲府市水道事業会計
- 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計
- 甲府市農業集落排水事業特別会計
- 甲府市簡易水道等事業特別会計
- 甲府市浄化槽事業特別会計

2 審査の実施期間

平成30年7月23日から平成30年8月3日まで

3 審査の方法

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、算定過程及び算定要素の正否確認等、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められた。

その概要及び意見は、次のとおりである。

(1) 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.41	20.00
連結実質赤字比率	—	16.41	30.00
実質公債費比率	7.1	25.0	35.0
将来負担比率	78.9	350.0	

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が生じていないため比率がない。

実質公債費比率、将来負担比率については、早期健全化基準を下回っている。
 なお、各指標の詳細は、次のとおりである。

○ 実質赤字比率

ア 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A - B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実質収支額 E (C - D)
一般会計	75,022,050	74,157,426	864,624	344,965	519,659
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	73,581	70,677	2,904	2,904	0
計	75,095,631	74,228,103	867,528	347,869	519,659

(単位：千円)

イ	標準財政規模	41,901,223
	うち臨時財政対策債発行可能額	3,458,434

(単位：%)

ウ	実質赤字比率	—
---	--------	---

注：実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 アのE欄の合計}}{\text{標準財政規模 イ}}$$

○ 連結実質赤字比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る実質収支額	519,659	
イ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計に係る実質収支額(①～④)	294,123	
① 国民健康保険事業特別会計	0	
② 交通災害共済事業特別会計	0	
③ 介護保険事業特別会計	290,490	
④ 後期高齢者医療事業特別会計	3,633	
ウ 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る資金不足額又は資金剰余額(⑤～⑫)	7,043,516	資金不足額がある場合は△(マイナス)で表示
⑤ 水道事業会計	5,543,900	
⑥ 病院事業会計	△691,092	
⑦ 地方卸売市場事業会計	496,529	
⑧ 下水道事業会計	1,694,179	
⑨ 古関・梯町簡易水道事業特別会計	0	
⑩ 簡易水道等事業特別会計	0	
⑪ 農業集落排水事業特別会計	0	
⑫ 浄化槽事業特別会計	0	
エ 標準財政規模	41,901,223	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：%)

オ 連結実質赤字比率	—
------------	---

注：連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率 オ} = \frac{\text{連結実質赤字額 [ア + イ + ウ]}}{\text{標準財政規模 エ}}$$

○ 実質公債費比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	7,051,140	繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金を除く
イ 準元利償還金	4,084,858	公営企業に要する地方債償還充当繰入金等
ウ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源	1,888,362	
エ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	6,972,983	災害復旧費等に係る基準財政需要額等
オ 標準財政規模	41,901,223	臨時財政対策債発行可能額を含む

(単位：%)

カ 実質公債費比率 (単年度)	6.51236	H27 7.70944 H28 7.16909
キ 実質公債費比率 (3か年平均)	7.1	

【算定式】

$$\text{実質公債費比率 (単年度)} \quad \text{カ} = \frac{(\text{ア} + \text{イ}) - (\text{ウ} + \text{エ})}{\text{オ} - \text{エ}}$$

○ 将来負担比率

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	77,481,097	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	39,361,345	下水道事業会計等への繰入見込額
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	8,302,800	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合等
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	12,115,851	一般会計等対象職員(市長部局、教育委員会等)
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	14,389	笛吹川沿岸土地改良区等
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	7,163,343	財政調整基金、甲府市土地開発基金等
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	15,626,089	都市計画税、住宅使用料等
サ 地方債の償還額等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	86,923,808	
シ 標準財政規模	41,901,223	臨時財政対策債発行可能額を含む
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	6,972,983	

(単位：%)

セ 将来負担比率	78.9
----------	------

【算定式】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シ} - \text{ス}}$$

(2) 資金不足比率の状況

(単位：%)

区 分	平成29年度	経営健全化基準
甲府市地方卸売市場事業会計	—	20.0
甲府市病院事業会計	8.6	
甲府市下水道事業会計	—	
甲府市水道事業会計	—	
甲府市古閑・梯町簡易水道事業特別会計	—	
甲府市農業集落排水事業特別会計	—	
甲府市簡易水道等事業特別会計	—	
甲府市浄化槽事業特別会計	—	

病院事業会計以外の各会計については、資金不足が生じないため比率がない。

なお、資金不足比率の詳細は次のとおりである。

○法適用企業

① 資金不足額

(単位：千円)

区 分	流動負債から 控除企業債等 の額を除いた もの A	建設改良費以外 の経費に充てる ために起こした 地方債の現在高 B	流動資産から 控除財源等の額 を除いたもの C	資金不足額 (△(マイナス)の 場合は資金剰余額) D (A + B - C)
水道事業会計	655,980	0	6,199,880	△5,543,900
病院事業会計	2,243,044	0	1,551,952	691,092
地方卸売市場事業会計	50,804	0	547,333	△496,529
下水道事業会計	1,107,701	0	2,801,880	△1,694,179

② 事業の規模

(単位：千円)

区 分	営業収益の額 E	受託工事 収益の額 F	事業の規模 G (E - F)	備 考
水道事業会計	4,536,066	36,285	4,499,781	
病院事業会計	8,019,690	0	8,019,690	
地方卸売市場事業会計	213,944	0	213,944	
下水道事業会計	4,051,843	0	4,051,843	

③ 資金不足比率 (単位：%)

水道事業会計	—
病院事業会計	8.6
地方卸売市場事業会計	—
下水道事業会計	—

注：資金不足がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率 } ③ = \frac{\text{D 資金不足額}}{\text{G 事業の規模}}$$

○法非適用企業

① 資金不足額 (単位：千円)

区 分	歳出額 A	建設改良費以 外の経費に充 てるために起 こした地方債 の現在高 B	歳入額 C	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	資金不足額 (△(マイナス)の 場合は資金剰余額) E (A+B-(C-D))
古関・梯町簡易水道事業 特別会計	17,307	0	17,307	0	0
簡易水道等事業特別会計	69,341	0	69,341	0	0
農業集落排水事業特別会計	28,294	0	28,294	0	0
浄化槽事業特別会計	20,334	0	20,334	0	0

② 事業の規模 (単位：千円)

区 分	営業収益の額 F	受託工事 収益の額 G	事業の規模 H (F-G)	備 考
古関・梯町簡易水道事業 特別会計	1,904	0	1,904	
簡易水道等事業特別会計	2,036	0	2,036	
農業集落排水事業特別会計	5,817	0	5,817	
浄化槽事業特別会計	7,089	0	7,089	

③ 資金不足比率 (単位：%)

古関・梯町簡易水道事業特別会計	—
簡易水道等事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
浄化槽事業特別会計	—

注：資金不足がない場合は、「—」を記載している。

【算定式】

$$\text{資金不足比率 ③} = \frac{\text{E 資金不足額}}{\text{H 事業の規模}}$$

むすび

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率において、赤字あるいは資金不足が発生していないため算定されない。

実質公債費比率は 7.1%で、前年度に比べ 0.1 ポイントの減、将来負担比率は 78.9%で、前年度に比べ 8.1 ポイントの増で、いずれも早期健全化基準を下回っている。

また、資金不足比率については、病院事業会計において 691,092 千円の資金不足が生じ、資金不足比率は 8.6%となったが、経営健全化基準を下回っている。病院事業会計以外の各会計については、資金不足が生じていないため算定されない。

なお、総務省から平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）は発表されていないが、平成 28 年度の全国市区町村における実質公債費比率の平均は 6.9%で、将来負担比率の平均は 34.5%である。

平成 29 年度健全化判断比率・資金不足比率を審査した結果、主な意見は次のとおりである。

- 1 平成 29 年度においては、財政健全化法に規定された 4 指標全てが早期健全化基準を下回ったものの、将来負担比率については、4 年連続で悪化している。

この状況を踏まえ、引き続き自主財源の安定的な確保を図り、多角的な視点から施策・事業の検証を行い、将来負担の軽減に留意した行財政運営に努めること。

- 2 病院事業会計については、初めて資金不足が発生し、資金不足比率は 8.6%となった。

市立甲府病院に対しては、平成 29 年度決算審査において、事業規模・事業形態の見直しの必要性について検討・協議を始めるよう求めたところであるが、医療の質を保持する中で経営の効率化と医業収益の確保を図り、資金不足の解消に向けた早急な経営改革が成されるよう指導と助言をすること。

(参考) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	7.1	7.2	7.8
将来負担比率	78.9	70.8	68.3
資金不足比率	—	—	—

赤字額及び資金不足額がない場合は、「—」を記載している。